

令和8年度介護事業者等集団指導「施設サービス編」の一部訂正について

動画内：17：06—17：45「療養食加算」について

本来、「1日の総量 **6.0g** 未満」とすべきところ「1日の総量 **6.0mg** 未満」と表記しておりましたので次のとおり訂正します。

【誤】

療養食加算

対象事業①～⑥

減塩食に関する指摘

心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができる。

この場合の減塩食は、1日の総量 **6.0mg** 未満のものであるが、1日 **6.0mg** を超えた減塩食を提供しながら、当該加算を算定していた。

【正】

療養食加算

対象事業①～⑥

減塩食に関する指摘

心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができる。

この場合の減塩食は、1日の総量 **6.0g** 未満のものであるが、1日 **6.0g** を超えた減塩食を提供しながら、当該加算を算定していた。